



2018年10月1日

報道関係者各位

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

同性パートナーに対する社内制度の適用について

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長兼 CEO 増田 宗昭、以下 CCC)を中心とする CCC グループでは、2018年10月1日より、社内規定における配偶者の定義を見直し、同性パートナーも配偶者として認定、配偶者及びその家族に関わる制度全般を適用いたします。

企画会社を標榜する CCC では、企画とは様々な情報や価値観を掛け合わせることで生み出されると考えており、また同時に、人財が最も重要な経営資源であると認識しております。企画の源泉となる情報、価値観、人財の多様性は、顧客にとって価値ある企画を生み出すために不可欠なことであり、よりよい顧客価値を生み出す環境作りの一環として今回の社内規定改定に至りました。

この改定により、慶弔休暇、育児・介護休業、赴任手当、結婚祝い金の支給等が同性パートナーにおいても適用されるようになります。

CCC では今後も、多様な人財が活躍・成長し、知的生産性が上がる環境を整える取り組みを行ってまいります。

< 本件に関するお問い合わせ >
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
広報：元永純代
TEL:03-6800-3570